

大分市再生可能エネルギー発電設備の  
設置等に関する要綱  
(逐条解説)

令和3年4月

(目的)

第1条 この要綱は、市内において一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の新設又は増設を行う設置事業者並びに発電設備による発電及びその売電を行う発電事業者に対する指導等について基本的な事項を定めることで、事業者が、事業区域及びその周辺地域において良好な自然及び景観の確保並びに環境の保全について適正な配慮を行うとともに、事業者が地元自治会その他関係者に対して設置事業又は発電事業に係る計画の概要を明らかにすることにより、事業者と地元住民等の良好な関係の構築に資することを目的とする。

(解説)

- 第1条は、この要綱の目的を定めています。
- 近年、太陽光や風力発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置に係る事業において、事業者と周辺住民の間で環境の保全等に関する課題が生じていることから、市が行う設置事業者・発電事業者に対する指導等について基本的な事項を定めることで、事業者が環境の保全等について適正な配慮を行うとともに、計画段階から地元自治会等に対して計画の概要を明らかにすることにより、不安感を解消し、事業者と住民が良好な関係を構築することを目的としています。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、次条に規定する規模以上のものをいう。ただし、事業区域において一般住宅、事業所等で自家消費を主な目的とするものを除く。
- (2) 設置事業 発電設備を新設し、又は増設する事業(土地の権利の取得、樹木の伐採、造成、工事等設置に係る行為の全てを含む。)をいう。
- (3) 設置事業者 設置事業を行う者をいう。
- (4) 発電事業 発電設備による発電及びその売電をする行為をいう。
- (5) 発電事業者 発電事業を行う者をいう。
- (6) 事業者 設置事業者及び発電事業者をいう。
- (7) 事業区域 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (8) 地元自治会 事業区域及び設置事業により影響を受ける区域に存する自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体をいう。

(解説)

- 第2条は、この要綱に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて、説明したものです。
- 第1号 この要綱は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称：再エネ特措法）に規定された再生可能エネルギー発電設備のうち、本要綱第3条各号に規定する規模以上の設備を対象とします。

《参考》

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（抜粋）

第2条

- 3 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- 4 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。
  - (1) 太陽光
  - (2) 風力
  - (3) 水力
  - (4) 地熱
  - (5) バイオマス
  - (6) 前各号に掲げるもののほか政令で定めるもの

ただし、一般住宅、事業所等で総発電量の50%以上を自家消費する場合は、対象としません。

- 第2号では、本要綱の対象となる設置事業について説明しています。土地の権利を取得した時点で設置事業を実施したと判断しますので注意が必要です。
- 第8号は、地元自治会について説明しています。第5条第1項において、設置事業の概要が明らかになった時点で、地元自治会に対する説明会を求めています。事業区域にある自治会のほか、設置事業により影響を受ける可能性のある自治会がある場合、当該自治会への説明会も必要となります。

(適用を受ける事業の規模)

第3条 この要綱の規定による指導の対象とする発電設備の規模は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備にあつては、その出力が50kW以上のもの
- (2) 風力発電設備にあつては、その出力が20kW以上のもの
- (3) 水力発電設備にあつては、その出力が20kW以上のもの
- (4) 地熱発電設備にあつては、その出力が50kW以上のもの
- (5) バイオマス発電設備にあつては、その出力が50kW以上のもの
- (6) 発電設備と既に設置され、又は設置のための工事が行われている発電設備の出力の合計が前各号に該当するもの

(解説)

- 第3条では、この要綱の適用を受ける発電設備の規模を、発電設備の種類毎に示しています。
- 第6号 事業区域に既に発電設備が設置されている、又は設置工事が行われている場合、新たに設置する発電設備と合計した出力が本条第1号から第5号に規定する規模に該当していれば、この要綱の適用を受けます。

(指導指針)

第4条 市長は、事業者が次に掲げる事項に努めるよう、事業者に指導を行うものとする。

- (1) 設置事業及び発電事業において関係法令等を遵守するほか、事業区域及びその周辺地域において良好な自然及び景観の確保並びに環境の保全について適正な配慮を行うとともに、公害及び災害を防止し、地元住民等と良好な関係を保つこと。
- (2) 設置事業及び発電事業の実施に伴い公害及び災害が発生したときは、速やかに市長への報告を行うとともに、迅速かつ誠実に対応すること。
- (3) 設置事業及び発電事業に起因する市民の生活環境に係る苦情等が寄せられたときは、迅速かつ誠実に対応すること。
- (4) 別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる事項に配慮すること。ただし、他の法令等の規定により義務付けられたものがあるときは、当該義務の履行に支障のないよう行うこと。

(解説)

- 第4条は、事業者に対する指導に関する指針を定めています。
- 第1号 設置事業や発電事業を実施する場合、関係法令や要綱、資源エネルギー庁の各種事業計画策定ガイドラインなど（市ホームページ参照）を遵守するよう求めています。また、環境影響評価手続きを実施する義務の有無にかかわらず、良好な自然や景観の確保、環境の保全に適正な配慮を行い、公害や災害を防止して、地元住民等と良好な関係を保つよう求めています。
- 第4号 次に掲げるとおり、発電設備の種類毎に遵守すべき配慮事項を定めていますが、他の法令等の規定により義務付けられたものがある場合は、それらの履行に支障のないよう行う必要があります。

事業の区分	配慮事項
設置事業全般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山林、海岸、河川、湖沼等及びその周辺の景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置及び色彩に配慮すること。</li> <li>2 希少野生動植物の個体及び生息環境又は生育環境の保全に努めること。</li> <li>3 河川及び地下水脈の水量及び水質への影響を回避し、又は低減するよう努めること。</li> <li>4 土地の形質変更は、必要最小限に努めること。</li> <li>5 降雨による土砂等の流出を防止する措置を講ずること。</li> <li>6 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射、強風等が生じないように配慮し、敷地境界から後退させて設置し、植栽等を設けて遮蔽する等の措置を講ずること。</li> <li>7 農地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、営農に支障がないよう配慮すること。</li> <li>8 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることをないよう敷地境界から後退させて設置する等の措置を講ずること。</li> <li>9 急傾斜地等防災上の危険が想定される区域及びその周辺への設置は、極力避けること。</li> <li>10 排水を放流する場合は、汚濁負荷を低減する措置を講ずること。</li> <li>11 雨水及び排水を放流する場合は、放流先の施設管理者等と十分に協議すること。</li> <li>12 立木等を伐採する場合は、環境の保全に配慮し、必要最小限に留め、植生の保護に努めること。</li> </ol>
太陽光発電設備の設置事業又は発電事業	<p>発電設備は、低反射で有害物質を含有しないものを使用すること。</p>
風力発電設備の設置事業又は発電事業	<p>発電設備から発生する騒音については、風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月26日環水大大発第1705261号）に定められた騒音レベルの指針値を超えないこと。また、指針値を超えない場合であっても、極力騒音を小さくすること。</p>
バイオマス発電設備の設置事業又は発電事業	<p>発電設備に起因する悪臭、害虫の発生等による自然及び生活環境への影響を生じさせないように配慮すること。</p>

(届出等)

第5条 市長は、事業者に対し、設置事業の概要が明らかになった時点で、大分市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画届出書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出するよう求めるとともに、地元自治会に対して説明会を開催し、適正な情報の提供及び住民等の不安の解消に努めるよう求めるものとする。この場合において、市長は、事業者に対し、当該説明会の開催日時及び場所を事前に市長に報告するよう求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が既に前項に規定する説明会を開催し、第4項に規定する大分市再生可能エネルギー発電設備設置事業完了届を提出した事業者が、当該完了届に係る事業区域に、第3条第1号から第5号までに規定する規模未満の設備を増設しようとする場合は、市長は、事業者に対し、前項に規定する説明会の開催を求めないものとする。

3 市長は、事業者に対し、第1項に規定する説明会を開催した日から15日以内に、地元自治会の確認を受けた大分市再生可能エネルギー発電事業説明会報告書（様式第2号）に関係書類を添えて市長に提出するとともに、当該説明会で寄せられた、良好な自然及び景観の確保並びに環境の保全に関する意見を事業の計画に反映するよう求めるものとする。ただし、当該地元自治会による確認が難しいと市長が認めたときは、市長は、事業者に対し、当該確認を省略させることができる。

4 市長は、事業者に対し、設置事業が完了した日から30日以内に、大分市再生可能エネルギー発電設備設置事業完了届（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出するよう求めるものとする。

5 市長は、事業者に対し、発電設備を廃止する日の30日前までに、大分市再生可能エネルギー発電設備廃止届（様式第4号）を市長に提出するよう求めるものとする。

6 市長は、事業者に対し、発電事業の名称、発電設備の設置場所の住所、発電設備の出力、設置事業者、発電事業者及び保守点検責任者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置するよう求めるものとする。

(解説)

- 第5条は、事業者による届出等について定めています。
- 第1項 環境影響評価手続きを実施する義務の有無にかかわらず、計画の早い段階で住民等が設置事業及び発電事業に関する適正な情報を得られるよう、設置事業の概要が明らかになった時点で、事業者に対して事業計画届出書（様式第1号）の提出を求めるとともに、地元自治会に対する説明会の実施を求めるものとします。なお、ここでいう、「設置事業の概要が明らかになった時点」とは、遅くとも固定価格買取制度（以下、「FIT制度」という）の認定がなされる

までのことを指します。

- 第2項 既に、第1項に規定する説明会を開催し、第4項に規定する事業完了届を提出した事業者が、同一事業区域に、第3条第1号から第5号に記載の規模未満の設備を増設しようとする場合は、新たに説明会を開催する必要はありません。ただし、第3条第1号から5号に記載の規模を超える設備を増設しようとする場合は、改めて、地元自治会に対する説明会が必要となります。
- 第3項 第1項に規定する説明会を開催した日から15日以内に、地元自治会の確認を受けた説明会報告書を提出してください。ただし、丁寧な説明を行ったにもかかわらず、地元自治会の賛同が得られない場合など、地元自治会の確認を得ることが難しい場合は、確認を省略することができます。
- 第6項 設置工事を実施する際は、以下の項目を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置してください。なお、資源エネルギー庁の各種ガイドラインに規定された標識の項目に加え、設置事業者の名称及び連絡先の記載も求めている点にご注意ください。
  - ・発電事業の名称
  - ・発電設備の設置場所の住所
  - ・発電設備の出力
  - ・設置事業者の名称及び連絡先
  - ・発電事業者の名称及び連絡先
  - ・保守点検責任者の名称及び連絡先
  - ・その他必要な事項

(指導及び助言)

第6条 市長は、第4条の規定によるもののほか、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者に対し、第4条及び前項の規定による指導を行ったときは、処理状況報告書(様式第5号)を市長に提出するよう求めるものとする。

(解説)

- 第6条は、市が行う指導、助言について定めています。
- 第1項 第4条に掲げる指導指針のほか、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、適切な措置を講じるよう、指導、助言を行うことができる旨を定めています。なお、指導・助言の前提となる現地確認に際し、必要最小限度の範囲で、事業者に対し、事業区域への立ち入りを求める場合があります。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

- 第7条は、この要綱の規定以外に、必要な事項がある場合、別に定めることを説明しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に着手した事業については、第5条の規定は、適用しない。

(解説)

- 施行期日では、要綱の効力が発生する日を定めています。
- 経過措置では、この令和3年4月1日以前に着手した事業については、第5条（届出等）の規定は適用しないことを定めています。第4条（指導指針）や、第6条（指導及び助言）といった規定は適用されることを示しています。なお、ここでいう「着手した事業」とは、FIT認定を受けた事業のことを指します。